

日本スパルティナ防除ネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、日本スパルティナ防除ネットワーク（略称：スパルティナ防除ネット、英名：Japanese Network for Prevention Spartinas spreading、英文略称：JNPS）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局の設置は、第8条に規定する代表の指定するところとする。

2 事務局は、本会の庶務、会計、会員ならびに国内外の関係組織との連絡を担当する。

3 本会には、必要に応じて、支部を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、国内に侵入が確認された侵略的外来生物スパルティナ（*Spartina*）属植物（以下、スパルティナとする）の分布拡大を防止し、国内から根絶し、新たな侵入を防止することを目的とする。また、この目的の達成のため、国内外の組織・社会と連携しつつ、日本のスパルティナ防除のネットワークとして活動することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1) 国内のスパルティナの分布情報の収集

- ・各地におけるモニタリング情報の収集
- ・新産地に関する情報の収集
- ・分布量の増減に関する解析

(2) 国内外のスバティナの生理・生態に関する情報収集・共有

- ・国外のスパルティナ防除プロジェクトの情報の収集・国内への展開
- ・論文等に掲載される情報の収集
- ・その他文献による情報の収集
- ・侵入・定着・拡大経路に関する調査

- (3) スパルティナの防除技術に関する情報の収集・共有
 - ・防除試験の実施
 - ・防除に関する技術情報の提供
 - ・防除方法選択の支援
- (4) 国内外の外来生物・生物多様性等に関する組織との連携
 - ・スパルティナの防除を実施する組織との連携
 - ・外来生物に関する組織との連携
 - ・干潟・湿地の生態系に関する組織との連携
 - ・生物多様性に関する組織との連携
- (5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(活動期間)

第5条 (削除)

(会員)

第6条 本会の会員は、正会員（団体会員・個人会員）、賛助会員（団体会員・個人会員）とする。

- 2 総会における議決権は、正会員のみが有する。
- 3 本会の活動の趣旨に反する会員は、運営委員会の決定に基づき除名されることがある。

(会費)

第7条 会費は、年会費とする。会費に関する規則は、別途定める。

2 会費は、会計年度当初に納めるものとし、会費を1年以上滞納した場合、運営委員会の決定に基づき除名されることがある。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 運営委員 運営に必要な人数
- (3) 事務局 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 支部長 各支部1名

(役員任期及び選任)

第9条 役員任期は3年とし、以下の方法によって選任される。

- (1) 会長は、総会において、正会員である団体から一任された個人及び個人正会員から

選出される。

- (2) 運営委員は、代表により推薦され、総会により承認を得る。
- (3) 事務局は、運営委員の互選により選出される。
- (4) 監事は、事務局以外の正会員から代表により指名される。
- (5) 支部長は、運営委員会より推薦され、代表により指名される。
- (6) 支部役員は、支部長より推薦され、運営委員会により承認を得る。

(役員職務)

第10条 本会の役員は次の職務を行う。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 運営委員は、運営委員会を組織し、運営に責任を持ち、本会の会務を執行する。
- (3) 事務局は、本会における事務業務を統括する。
- (4) 監事は、本会の会計状況を監査し、総会に報告する。
- (5) 支部長は、支部を代表し、支部の運営を総理する。
- (6) 支部役員は、支部の運営に責任を持ち、支部の運営を執行する。

(総会)

第11条 本会の最高決定機関は会員総会とし、代表の選任、役員承認、事業計画及び予算、事業報告及び決算、会則の改正その他運営委員会が必要と認めた事項について審議し、決定する。

2 代表は、年1回定期総会を招集する。このほか、会員の3分の1以上の求めがある時は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の議長は代表が務める。

4 総会は、正会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席した正会員(委任状を含む)の過半数をもって決定する。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、会の運営に関する事項を決定する。

2 代表は、随時、運営委員会を招集する。このほか、運営委員の3分の1以上の求めがある時は、運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会の議長は、運営委員の互選による。

4 運営委員会は、運営委員の過半数あるいは3名以上の出席をもって成立し、運営委員の過半数を持って決定する。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日とする。

- 2 本会の経費は、会費、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。
- 3 事務局は、会計報告をまとめ、監事の監査を受けるものとする。
- 4 事務局は、運営委員会に最新の会員及び会計状況を報告するものとする。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、総会の決議による。

附則(2021年1月24日)

(発行期日)

第1条 この会則は、2021年4月1日から発効する。

(一部改正に伴う経過措置)

第2条 この会則の改正に伴う移行期間(2021年1月～2021年3月)の会計年度は、2021年度とする。ただし、役員は2020年度の体制とする。